

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和4年2月25日

支出負担行為担当官

鳥取地方法務局長 庄 司 健 人

1 見積依頼に付する事項

- (1) 業 務 名 鳥取地方法務局米子支局エレベーター保守点検業務委託契約
- (2) 履行場所 鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目10番12号
鳥取地方法務局米子支局
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「D」以上の等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約の相手方として不適当な者ではなく、かつ契約の相手方として不適当な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (4) 二級以上の建築士又は昇降機等検査員資格者を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0011

鳥取県鳥取市東町二丁目302 鳥取第二地方合同庁舎3階

鳥取地方法務局会計課施設係（担当 安達）

電 話 0857-22-2160（直通）

F A X 0857-22-2341

4 説明書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

鳥取県鳥取市東町二丁目302 鳥取第二地方合同庁舎3階

鳥取地方法務局会計課施設係

なお、説明書等の郵送又はメールによる配布を希望する場合は、上記3の連絡先に電話で依頼すること。

(2) 配布期間

公示の日から令和4年3月10日（木）までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。

5 事前提出書類の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格決定通知書（全省庁統一資格）」の写し

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書（役員等名簿添付）」

ウ 二級以上の建築士又は昇降機等検査員資格者証の写し

(2) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。

(3) 提出場所

上記3のとおり

(4) 提出期限

令和4年3月10日（木）午後5時15分まで（必着）

6 見積書の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により行うものとする。

(2) 提出場所

上記3のとおり

(3) 提出期限

令和4年3月10日（木）午後5時15分まで（必着）

7 見積合わせの日時

令和4年3月11日（金）午前9時00分

8 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 契約保証金

免除

11 その他

(1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(2) 見積書を提出しようとする者は、鳥取地方法務局オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、業務委託仕様書、契約書（案）を熟読の上、提出すること。

(3) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

以 上